

新 旧 対 照 表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社及び合同会社（以下「会社」という。）、事業協同組合その他特別の法律の規定により設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づき設立された社団法人、<u>医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき設立された法人並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき設立された法人</u>をいい、個人事業主（法人を設立せずに自ら事業を行っている個人をいう。）は含まない。</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>第3条～第23条 略</p> <p>附則 (施行期日) 1、2 略</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和5年5月8日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「民間企業等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社又は合同会社（以下「会社」という。）、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立された社団法人をいい、個人事業主（法人を設立せずに自ら事業を行っている個人をいう。）は含まない。</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>第3条～第23条 略</p> <p>附則 (施行期日) 1、2 略</p>	<p>民間企業等の定義に医療法人と社会福祉法人を追記</p>

**新 旧 対 照 表**

新	旧	備考欄
別表第1（第4条関係）補助対象 ※ 別途掲載	別表第1（第4条関係）補助対象 ※ 別途掲載	
別表第2（第4条関係）補助対象経費 略	別表第2（第4条関係）補助対象経費 略	
別表第3（第7条、第8条、第17条関係）略	別表第3（第7条、第8条、第17条関係）略	
様式 略	様式 略	